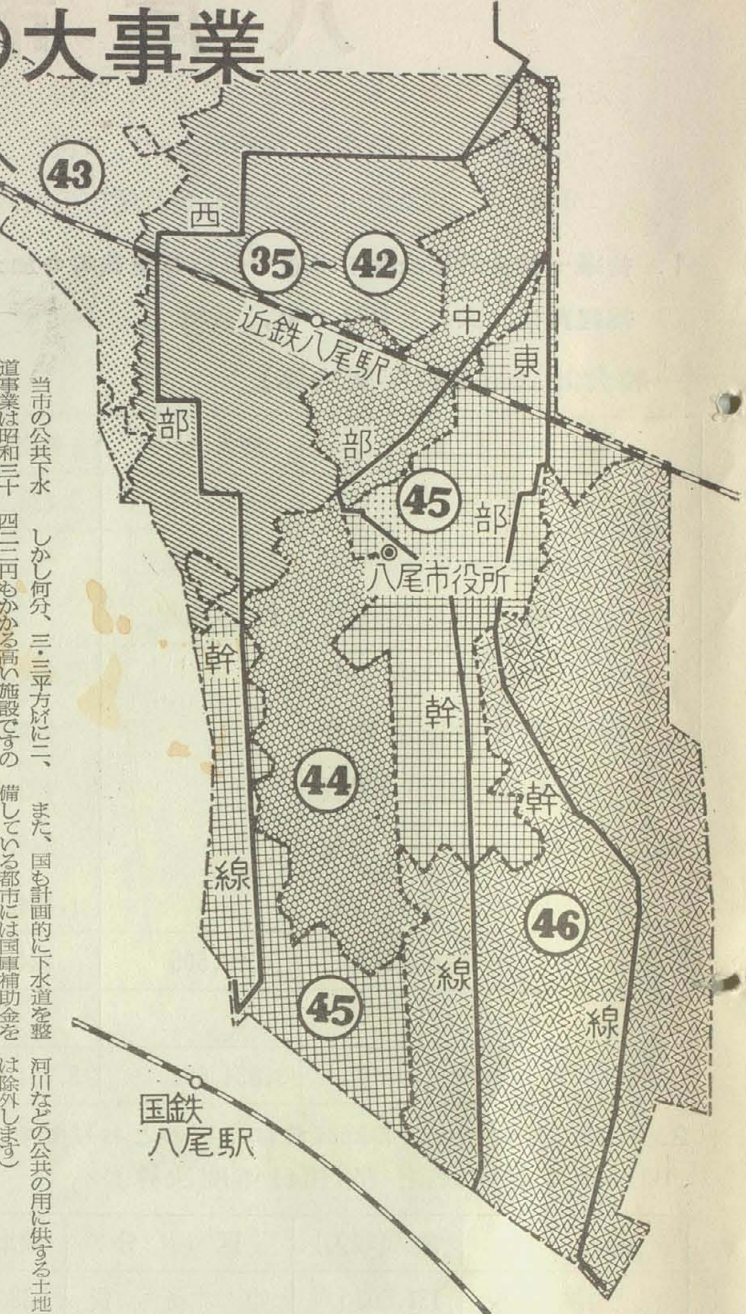


# 公共下水道 16億円の大事業

## 中心部の排水区 早期完成

近鉄 久宝寺口駅



公共下水道は、道路の下に大きなパイプを埋設して、家庭や工場から出る汚水や雨水を流します。よごれた水はパイプを通して、最後に終末処理場まで流れ、そこできれいな水にしてふたたび河川に流します。このように公共下水道は人の使ったきたない水をふたたびきれいな川に流すごく簡単なことです。

しかし、公共下水道を設けないと、市民がおののおの浄水装置をつくることはほとんどできませんし、毎年1万人以上もの人口増加と農地の宅地化が進んでいる現在、下水と汚水は行き場が段々なくなり、市内は不潔になる一方。

市民のみならずにも協力を仰がねばなりません。その一つとして、来年度から受益者負担制度を設けて、早く公共下水道を完成しようとしています。この負担制度を採用しますと、市は負担金を出していただく区域に下水道事業をする年度を約束します。

また、国も計画的に下水道を整備している都市には国庫補助金をはく外しします。市と国と住民が一体となってはじめてこの事業が早く完成することになります。

市の公共下水道事業は昭和三十五年に着手されて、目標の四十六年度中に完成する。昨年度は中心市街地の排水区二・二〇〇のうち三・三九九が完成、進捗率一五・三%、二億八千万円を要しています。このままの状態では事業を進められません。この排水区を完成するだけでも十年以上かかることが予想されています。その間にこの区域内への流入や家の建設が進みますと、下水道は追いつけなくなります。

市民のみならずにも協力を仰がねばなりません。その一つとして、来年度から受益者負担制度を設けて、早く公共下水道を完成しようとしています。この負担制度を採用しますと、市は負担金を出していただく区域に下水道事業をする年度を約束します。

また、国も計画的に下水道を整備している都市には国庫補助金をはく外しします。市と国と住民が一体となってはじめてこの事業が早く完成することになります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

しかし何分、三・三平方キロ、二億八千万円かかる高い施設です。増額していただきますので、市と国と住民が一体となってはじめてこの事業が早く完成することになります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

上記の長短破線で囲んでいる部分が昭和35年から公共下水道を建設している排水区で、この区域に約6万6千人の市民が生活しています。

- ◆事業の施行年度は……
- ③～⑫……………35年度～42年度
  - ⑬……………43年度
  - ⑭……………44年度
  - ⑮……………45年度
  - ⑯……………46年度
- は直径2.1mから0.25mまでの下水幹線が通り、この幹線から中央環状線の下に埋めてあるパイプを通して、東大阪6市が共同して建設する終末処理場で下水を浄化します。

### 浸水よサヨウナラ、カ・ハエもいなくなる

昨年、市内で発生した浸水は、7地区で床下1026戸床下11戸、田畑も127ヘクタールと大きな地域にまたがって冠水しています。

八尾の土地は地理的にいって低地が多いので、浸水をそれだけ多くなり、梅雨時は年中行事のように繰り返されています。

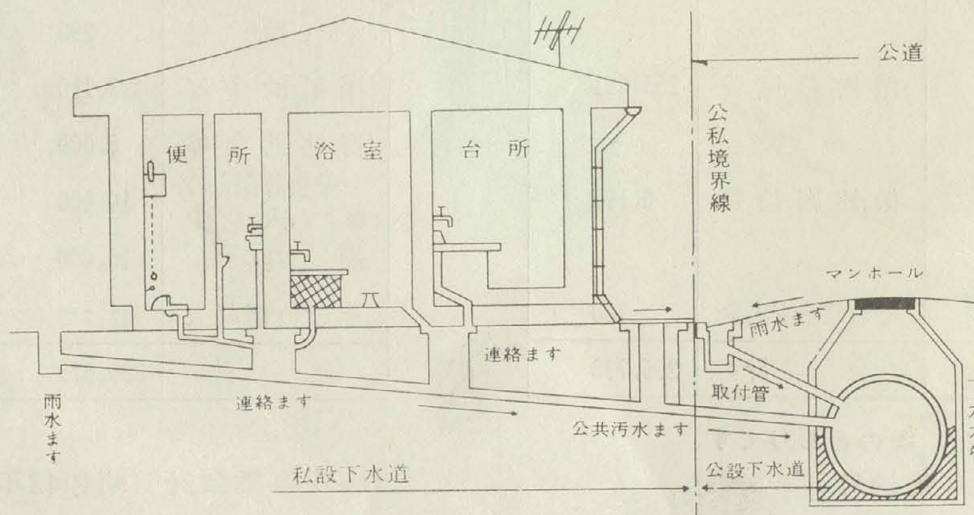
●公共下水道が完備しますと、家庭や工場から出た下水はすぐに下水管に排せつされ、雨水も道路から早く姿を消して、水はけのよい土地になります。

●家庭から流れる水は、下水管と直結するため、水たまり場がなくなり、ハエやカが発生しにくくなり、いままでの伝染病の発生件数(昨年は59人が伝染病にかかりました)からぐんと少なくなるのには目に見えています。

●便所は、簡単に水洗化でき不潔なものはみんな洗い流され、快適な生活の第一歩が確保されます。

●公共下水道を設置すると、右図のように便所の水洗化は簡単にでき、各家庭で浄化装置を作る必要はなく、下水管に洗い流す施設を作るだけで済みますので安くできます。

下水管は道路の下に埋められて、地上と連絡するところはマンホールだけで、農業用の水路は悪水が流れ込まないため、魚も住む流れになります。



## 国の補助金もふえる

### 受益者負担金制 来年度から採用

市民のみならずにも協力を仰がねばなりません。その一つとして、来年度から受益者負担制度を設けて、早く公共下水道を完成しようとしています。この負担制度を採用しますと、市は負担金を出していただく区域に下水道事業をする年度を約束します。

また、国も計画的に下水道を整備している都市には国庫補助金をはく外しします。市と国と住民が一体となってはじめてこの事業が早く完成することになります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

排水区内の土地の所有者または土地に権利(地上権、賃借、使用貸借、質借)を有している市民が受益者になります。

## 総合基本計画 そのあらまし

の増設、医療機関を充実して、清潔で住みよきまちをつくる。さびに疾病、老齢、失業などの理由で困っている人に対して、総合福祉センターを設置して防犯対策を行なうなど積極的な福祉行政を推進する。

近年経済開発という名のもとに、工業を中心に産業の生産や所得が大きくなり、産業界が飛躍的に発展してきた。しかし、半面急激な人口の都市集中、工場の乱立で、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下などの公害問題、産業災害、交通事故、上・下水道、し尿・汚物処理などの環境問題の不足が都市での深刻な社会問題となってきた。

このため、まちづくりの推進団体としての市民組織の確立を促進する必要がある。

これら社会問題とくに公害などは、企業の利益追求の副産物として生まれたもので、当然企業が解決に努力すべきである。このような経済の高度成長による公害問題は、弊害やひびきをなくすため、ようやく公害対策基本法の制定など、人を尊重する社会開発がクローズ・アップされてきた。

このため、当市はさきに市民憲章を制定し、市民生活の規範として希望にちみち、文化的で明るい都市建設を努める。

また、住宅と密接な関係にある上・下水道、電気、電話都市ガスなどの整備拡充、近代都市としての要件をこのうえ、とりわけ、上水道施設については、生活水準の向上によって使用量が飛躍的に多くなることを予想されるので、その施設の整備拡充は必須条件である。

最近の市民の関心は、子供たちいかに豊かな教育を受けさせるかに集中している。本市の義務教育は、年々整備され、教育機関の充実と教職員の研究を強化して教育の質を向上させるほか、地区住民の中心施設として教育施設を整備することにも計画性のある通学区の設置と将来の進学者の増加に処して大学、学術研究機関の誘致を進める。

一方、市内に数える危険物貯蔵工場などは、大災害が起る危険があり、さらに交通事故の増加など、市民の安全をおびやかす要因がふえてきた。

市民生活の向上で余暇が増える反面、社会の複雑化で自己課外の生活がふられるので、こころは社会教育の充実が必要となる。

これら備えて、積極的な広報活動と取締りを行なって、災害を未然に防ぎ、消防力を強化し、救急業務も充実し、近代消防の体制をとる。

市内にはこれらの活動の場が十分でないので社会教育団体を育成し、一般市民に積極的な参加を呼びかける。とりわけ、市民全体の体位向上めざし、施設の整備と社会体育の振興につとめる。

## 緑と空間がいっぱい

公共下水道を設置すると、右図のように便所の水洗化は簡単にでき、各家庭で浄化装置を作る必要はなく、下水管に洗い流す施設を作るだけで済みますので安くできます。下水管は道路の下に埋められて、地上と連絡するところはマンホールだけで、農業用の水路は悪水が流れ込まないため、魚も住む流れになります。

また、健康の保持増進、平均寿命の延長がみられる一方、公害とくに将来予想される海塩害工業地帯等の完全撲滅による健康障害、自動車交通の増加による事故、人口の老齢化などによる成人病などの増加が見込まれる。このため、健康増進からリハビリテーションにいたる総合保健サービスを行ない、保健施設郷土を理解するための施設をいづる。(おわり)

また、健康の保持増進、平均寿命の延長がみられる一方、公害とくに将来予想される海塩害工業地帯等の完全撲滅による健康障害、自動車交通の増加による事故、人口の老齢化などによる成人病などの増加が見込まれる。このため、健康増進からリハビリテーションにいたる総合保健サービスを行ない、保健施設郷土を理解するための施設をいづる。(おわり)

# 八尾市の財政状況

先に「市税のゆくえ」のカレンダーで、昭和41年度決算のうち、普通一般会計分をその行政の目的別(教育・土木・消防等)に分類して、市有財産や、長期借入金等の状況と共にお知らせしましたが、今回は、その行政を性質別(人件・物件・事業等)に分類して、特別会計分とあわせ八尾市の財政状況をお知らせします。

1. 普通一般会計に公共下水道や公益質屋費等を加えて、行政の性質別(人件・物件・事業等)に分類した一般会計の総経費は、次のとおりです。

### 一般会計 (昭和41年度決算)

区 分	歳入(収入)	歳出(支出)
普通一般会計	3,506,187千円	3,430,228千円
内		
市民税等による自主財源	2,402,189	
補助・借入金等の依存財源	1,103,998	
内訳		
職員給料等の人件費		944,661
物品購入等の物件費		260,076
生活保護等の扶助・補助費		402,101
借入金の返済金・その他		349,368
建設事業費		1,474,022
公共下水道・公益質屋費等	328,505	324,524
合 計	3,834,692	3,754,752

2. 国民健康保険会計の総経費は、次のとおりです。

### 国民健康保険会計 (昭和41年度決算)

区 分	歳入(収入)	区 分	歳出(支出)
保険税	131,803千円	事務費	33,155千円
手数料	234		
国補助金等	150,218	保険給付費	255,641
府補助金等	8,906		
一般会計からの繰入金	10,000	保健施設費	6,197
繰越金	17,806		
その他諸収入	2,105	その他諸支出金	780
合 計	321,072	合 計	295,773

3. 病院事業会計の総経費は、次のとおりです。

### 病院事業会計 (昭和41年度決算)

(収益的収入及び支出)			
区 分	収 入	区 分	支 出
病院事業収益	392,158千円	病院事業費用	405,061千円
内		内	
医療営業収益	374,083	医療営業費用	381,333
医療営業外収益	15,484	医療営業外費用	14,576
内訳		内訳	
その他の収益	2,591	その他の費用	9,152
計	392,158	計	405,061

(資本的収入及び支出)			
区 分	収 入	区 分	支 出
資本的収入	196,000千円	資本的支出	195,001千円
内		内	
出資金	16,000	建設改良事業費	195,001
内訳		内訳	
借入金	180,000		
計	196,000	計	195,001

### 一般会計 (昭和42年度予算)

昭和42年10月10日現在

区 分	歳入(収入)	歳出(支出)
普通一般会計	3,887,874千円	3,887,874千円
内		
市民税等による自主財源	2,705,268	
補助・借入金等の依存財源	1,182,606	
内訳		
職員給料等の人件費		1,077,753
物品購入等の物件費		310,566
生活保護等の扶助・補助費		496,360
借入金の返済金・その他		474,601
建設事業費		1,528,594
公共下水道・公益質屋費等	484,842	484,842
合 計	4,372,716	4,372,716

### 国民健康保険会計 (昭和42年度予算)

区 分	歳入(収入)	区 分	歳出(支出)
保険税	156,942千円	事務費	37,004千円
手数料	290	保険給付費	349,556
国補助金等	193,710	保健施設費	6,926
府補助金等	8,000	借入金返済金	256
一般会計からの繰入金	10,000	その他諸支出金	937
繰越金	16,000	予備費	2,000
その他諸収入	11,737		
合 計	396,679	合 計	396,679

### 病院事業会計 (昭和42年度予算)

(収益的収入及び支出)			
区 分	収 入	区 分	支 出
病院事業収益	515,656千円	病院事業費用	493,366千円
内		内	
医療営業収益	470,446	医療営業費用	463,581
医療営業外収益	45,210	医療営業外費用	28,285
内訳		内訳	
予備費		予備費	1,500
計	515,656	計	493,366

(資本的収入及び支出)			
区 分	収 入	区 分	支 出
資本的収入	3,182千円	資本的支出	3,182千円
内		内	
出資金	3,182	建設改良補修費	3,000
内訳		内訳	
借入金		借入金返済金	182
計	3,182	計	3,182